

挨拶

司会・コモンズ横田さん（以下、横田さん）：それでは、今日報告いただく高橋さんと ISSJ の皆さんに自己紹介を先にさせていただいてから事例報告に入ろうと思います。高橋さんの方から今日の会を開きたいと思った趣旨と自己紹介をお願いできますでしょうか。

茨城県中央児童相談所 高橋さん（以下、高橋さん）：中央児童相談所の高橋と申します。よろしく申し上げます。児童相談所では、親が養育できないなどの理由で、児童養護施設などで子どもさんを預かっています。その中に外国にルーツを持つ子どもさんもいますが、中には国籍を持っていない子どもさんがいます。その国籍の取得について支援していますが、児童相談所だけでは限界があるのが実情です。本日は、それらについて報告をし、助言を受けられればと考えております。よろしく申し上げます。

横田さん：はい、よろしく申し上げます。ISSJ の皆さんからも簡単に団体の紹介と自己紹介をお願いしてよろしいでしょうか。

ISSJ 大場さん（以下、大場さん）：はい、皆さん初めまして。社会福祉法人日本国際社会事業団、通称 ISSJ から参加いたします、大場と申します。今日はこのような機会をいただき、ご招待いただいて参加できること、とても嬉しく思っています。是非色々質問もいただいて、こちらでお伝えできること、お知らせできることを共有する機会になればと思っています。よろしく申し上げます。

ISSJ 山口さん（以下、山口さん）：同じく ISSJ の山口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

横田さん：はい、よろしく申し上げます。私自身もこの ISSJ さんの連続セミナーは何回も参加させていただいています。本当にそうだったのかという風に気がたくさん得られる講座を開催されています。今後、今日のテーマとすごく近いテーマの講座も予定されていますので、さらにもっと聞きたいという方は是非 ISSJ さんの講座を申し込まれると勉強になると思うので、よろしく申し上げます。

では3つの事例をベースに3回やりとりをしていきます。最初の事例から、ご紹介いただいでよろしいでしょうか。

事例1：出生登録がされず無国籍になった子どもと、一人で帰国した母親

高橋さん：私の方から事例を提出し、それを基に考えていきたいと思えます。事例は、個人が特定できないように内容を変えてあります。よろしく申し上げます。まず事例1です。

お父さんは、日本国籍でお母さんとの婚姻関係はありません。子どもさんの認知はしていません。早くから行方不明で、その後亡くなったということです。お母さんは、A 国国籍・不法残留で日本に滞在していました。当初入国管理局（入管）から、お母さんは子どもさんと二人で A 国に帰国するようという指導を受けていましたが、結局単身で帰国してしまいま

した。お母さんは帰国した後亡くなったとようだと話があります。子どもさんは無国籍状態です。在留カードはA国、永住者になっていますがパスポートがありません。お母さんから養育できないとの理由でお預かりをして、乳児院を経て、児童養護施設で生活しています。お母さんの話では、出産費用を払わなかったため病院から出生証明書の交付がされず出生届を出せないとのことでしたが、児童相談所の支援で、その後在留カードだけは交付を受けることができました。子どもさんの進学や自立等について親権者であるお母さんに相談したいわけですが、お母さんの生死がわからないので困っています。もちろん子どもさんの国籍の取得についてもどうしたらいいのか、困っている状況です。

在留カードだけでは、国籍があるとは判断できないと聞いたことがあります。そこで、「在留カード」と「国籍」についてはどういう関係があるのかをお伺いしたい。また、「国籍がない」ことについて将来の生活にどういう支障があるのか、支障があるとすれば具体的にどのような支障があるかについてもお聞きしたいです。また、子どもさんの国籍の取得を具体的にどのように進めていったらいいのかということです。子どもさんは将来的には日本への帰化を希望しているようです。帰化するにしてもやはりA国国籍取得が始まりと考えています。さらに、お母さんの行方、生死についての確認する方法はあるのか。具体的にどうすれば良いのかお聞きしたいです。よろしく願います。

横田さん：高橋さんありがとうございました。非常に大変そうな問題提起がありましたが、大場さん・山口さんにお話しいただく前に、今の説明に関しての確認・質問したいことがあれば、発言いただいても構いません。何かございますでしょうか。

前回も少し似た事例がありました。外国籍の未婚の母から出生した子どもさんの事例。あるいは、医療機関に出生費用が払えない場合。そもそも日本の自治体に対する出生の届出をどうするのか。その届が今回出せなかったそうですが、そうなるとうなるのか。お母さんがA国国籍で（出産に際し）大使館に対してどのような手続きをするものなのかということです。こういう出生に関して大使館への手続きなどについて基本的な情報も踏まえながら最初にISSJの皆さんから教えていただければありがたいと思います。どうでしょうか。

お母さんから生まれた子どもであることの出生届を大使館に提出します

大場さん：はい、横田さんありがとうございます。まず、今高橋さんの事例の説明を聞いて、私たちからいくつか質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

横田さん：はい、どうぞよろしく願います。

大場さん：はい。まずお母さんはA国に帰国されたとありました。これはいつ頃のことだか教えていただけますか。

高橋さん：子どもさんがまだ幼かった頃ですね。

大場さん：はい。ありがとうございます。お母さんは送還という形をとって帰国されたのでしょうか。その帰国の経緯など、もしお分かりになればもう少し教えていただけるとありがたいです。本来は母子送還が入管の指示であったということでしたが、お母さんは一人で帰られたというお話でした。その辺りの事情が、お分かりになれば教えてください。

高橋さん：強制送還で帰っています。

大場さん：強制送還ですか。わかりました。お母さんが強制送還で帰ったことと、非正規滞在者であったということ、お母さんが帰るにあたって有効なパスポートがあったかどうかがかギになると思います。有効なパスポートが無かった場合は、トラベルドキュメント (Travel document) というワンウェイ(one way)、日本から A 国に帰るためだけに使う渡航書が発給されます。お母さんが有効なパスポートを持っていなかった場合は、おそらくこのトラベルドキュメントを持って帰国をしていると思います。そうすると、トラベルドキュメントを発行するのは A 国大使館なので、A 国大使館にお母さんの帰国の際にトラベルドキュメントを発行したときの記録が保管されている可能性が高いと思います。そこにはなぜ帰るのかとか、帰った先の連絡先とか、お母さんの身元に関する情報がかなり事細かに、宣誓供述書の形で記されているはずです。ですので、A 国大使館にお問合せをして、できれば強制送還があった時期は何年の何月頃なのか、詳しく絞っていただいて、その記録の照会をかけるというのが非常に有効な方法であると思います。

高橋さん：お母さんのトラベルドキュメントを大使館に問い合わせせて、帰国先というか連絡先を問い合わせるとのことですね。

大場さん：そうですね。まず、このお子さんが A 国の国籍を取るためには母子関係を証明しないとはいけません。ただこのお話の中で出生届は出ていないということでした。入管には在留資格を申請して、ビザがおりて在留カードが交付されているというお話ですが、その出生届なくして、お子さんの在留資格が得られた経緯というのがもしわかれば、少し教えていただけますか。

高橋さん：記録がなく、詳細は不明です。

大場さん：はい。入管側はその送還された母親の子供と認識をして在留資格出しているのでしょうか。あるいはそうですね、当時出産した産院にまだ記録が残っていて、その母子関係をなんらかの形で証明できるのでしょうか。

高橋さん：こちらには、その当時の母子手帳の写しがあります。それは駄目ですかね。

大場さん：母子手帳の中にお母さん自身のお名前が書かれていますか。

高橋さん：はい、お母さんの名前が書かれています。

大場さん：わかりました。どの病院で出産したということは書かれていないですか。

高橋さん：出産した病院の判子が押されています。

大場さん：判子がありますか。じゃあそれはかなり有効だと思います。

高橋さん：手元にある出生関係の資料はそれですね。

大場さん：はい。例えばもう一つ踏み込んで、その病院に、カルテや分娩記録等でお母さんがこのお子さんを出産したということは間違いない、母子手帳の記録は間違いないということを一筆書いたりしてもらえそうでしょうか。

高橋さん：病院に問い合わせないとなんとも言えませんが、公的病院なので記録が残っている可能性はあると思います。

大場さん：ありがとうございます。公的な病院でも出生届を出さないことがあるのですね。

高橋さん：これはお母さんの言ったことをそのまま記録しているので、本当に出生証明書を交付しなかったかどうか、当時その病院に確認はしていません。

大場さん：わかりました。A 国大使館で、お子さんの出生登録をするにあたっては、先ほどから繰り返し申し上げているように、A 国人の女性、A 国国籍者が、出産した子であるということが証明できれば、かなり広くすくって出生の届出を受け付けてくれます。ですので、母子手帳があるということは一つの証拠になりますし、もし出産した病院が出産・出生の事実を裏付ける、ステイトメント(statement)と言いますか、一筆、「間違いない」ということを書いてくださると、母子手帳の記載事項を裏付けするものになるので、そういった情報は出生登録を A 国大使館にする際に非常に有力になると思います。

高橋さん：A 国国籍の母親からその子供が確実に生まれたというような、母子手帳とか出生証明書、ステイトメントを確認して、それを A 国大使館の方に申請するというのであれば国籍が取得できるということですか。

大場さん：そうですね。この母親のトラベルドキュメントの記録があれば、A 国に帰しているわけなので、そのお母さんが A 国国籍者であることは、大使館も認めるようになります。ですからそのお母さんが出産した子であるということが客観的に、こちら側で証明ができれば、その帰国した母の子として出生登録を受け付けてくれます。

高橋さん：その場合には父親は特に関係なくて大丈夫なのでしょうか。父親となるものとの婚姻関係がないというようなことの証明を出す必要は特にないのでしょうか

大場さん：そうですね。婚姻関係なくして生まれていますので非嫡出子、婚外子という形での登録になると思います。

フェイスブックや大使館でお母さんの生死や行方は確認できます

大場さん：おそらく、今度はお母さんを、本当に死亡したか否かというご質問があったので、A 国側で、お母さんの居所を確認するということも必要になってきます。もし、お母さんの氏名がわかれば、インフォーマル(informal)な形で探す手段はフェイスブック(Facebook)になります。A 国の方は本当にフェイスブックの活用率が高くて、お名前と出身場所がわかると、おそらくその方あるいは親戚兄弟従兄弟たちが判明します。お母さんの出身地、戻ったところなどがある程度把握できると、その親族は見つけやすいです。そこで、そういった親族にコンタクトを取って、お母さんの居所を探すとか、お母さんが生きてらっしゃるかどうかを確認するというのはインフォーマルな形式ですが、かなりの確実性を持って実証することができます。

高橋さん：フェイスブックでコンタクトをとるとするのは、英語で大丈夫なのでしょうか。

山口さん：はい。別の言語で書いていらっしゃる方もいますが、英語で調べられます。まず名前は英語表記で出ています。そこで検索もかけられます。

高橋さん：なるほど。

山口さん：もし全て英語以外の言語で日々の状況をアップデート(update)している方でも、翻訳機能がフェイスブックについているので、そこをポチッと押していただくと日本語に変換されるので、大体どういうトピックが上がっているかというのは確認できると思います。

高橋さん：ありがとうございます。検討してみます。

大場さん：あとは、おそらく出生登録をするということになった場合、A 国大使館としては

お母さんの出生証明書の入手を求めてきたり、どうしても取ることができない場合は、領事部で入手する方法を検討したりします。お母さんの出生証明書というのは、あくまでもA国の当局が出す証明書を指します。A国に統計局というところがありますが、この統計局が出した証明書というのがA国で公的に認められる証明書になります。お母さんの出生証明書を確認することと、もしお母さんが亡くなられていれば死亡届も出ていて、この統計局から死亡証明書も取れます。こうした証明書でお母さんが生きているのか否かということ、A国大使館側で確認する作業が必要になると思います。

高橋さん：大使館を経由して、お母さんの出生証明書や死亡証明書が調べられるということですね。

大場さん：そうですね。ISSJで、A国領事部の方を招いてオンラインセミナーをやった時は、A国領事部の方で調べる術があるというお話をされていましたが、ISSJが今までA国のお子さんの出生登録をお手伝いする際は、それを取ってきてくださいというのがA国領事部の指示でした。ですので、私たちは統計局から証明書を取るお手伝いをたくさんしています。A国領事部の指示として、これは当事者・支援者で用意をしてくださいということであれば、統計局からの証明書はオンラインでの申請が可能なので、入手することはできると思います。ただオンライン申請の場合、支払い方法はクレジットカードになります。誰のクレジットカードを使うか、お子さんの周りの支援者の方がカードをお持ちでカード情報を入力できれば、申請者、出生証明書のお名前、クレジットカードの名義人は必ずしも同一でなくても申請を受け付けてくれるので、カード決済ができるかどうかというのは一つ重要なポイントになってきます。

高橋さん：費用は、具体的にはどのぐらいかかりますか。

大場さん：20ドルから30ドルぐらいですね。今だと、4000円くらい。

高橋さん：4～5000円ということですね。

無国籍の状態は、将来の生活に大きな影響を及ぼします

高橋さん：次に国籍がないことによる将来的な不利益について伺います。児童相談所の保護下で生活している場合には、18歳までは児童養護施設に居られるので、そんなに不利益はありません。しかし18歳を過ぎて施設を出た場合に、例えば契約行為ができないとか、あとはアパートの問題とか、結構色々出てくるのではと思っています。具体的な不利益というのは、どのようなものがありますか。

大場さん：国籍がないともちろんパスポートは取れないので、今後、婚姻をしたいとかあるいは日本国籍を取りたいとなった時も国籍証明が出ないので、そういった手続きの際にやはり不利益を被ることになります。具体的には、婚姻手続きをしづらかったり、帰化をしたいという時も書類が揃わないというような事態になり得ると思います。今であれば児童相談所の皆さんや施設の皆さんが情報をかき集めて、お子さんの出生登録をA国でするためのお手伝いができると思うのですが、これが施設を退所した若者が一人でやるというのは本当にハードルが高いです。そのため、児童養護施設にいる間に、児童福祉法で守られている間に、是非とも出生登録をA国大使館でしてあげてほしいと思います。

高橋さん：わかりました。児童相談所も国籍が取得できるように一所懸命援助したいと思います。

大場さん：はい。まずはそのA国大使館に個別にご相談をしてみるとというのがとても大切です。日本語を話すスタッフもいるので、その方をお願いして相談に応じてもらうのが手っ取り早いと思います。あとはISSJにご相談をいただいて、こちらが交渉に入るということも可能です。手続きの中で、どうしても児相さんと大使館だけではなかなか話が進まないという場合は、もう一度ご相談をいただくと、こちらでお手伝いできることもあるように思います。

あとはお子さんにとってのルーツを大切に取り扱いしてほしいと思います。やはりA国人ということになるでしょうから、本国での親族がいると思います。おそらくご本人はA国の言語は、日本で生活されているので、習得されていないと思うのですが、自分のルーツを知る意味において、やはり親族の方がどういうところに住んでいるのか、あるいはお母さんが帰国した後、元気なのか。亡くなられているとすれば、若くして亡くなられていると思うので、どういうことがあったか、というようなことを、この手続きの中で、親族と接することがあれば、情報収集をして、きちんとお子さんに説明をしてあげるということも、お子さんのアイデンティティを育んでいく上で、重要なプロセスになります。先ほど山口もご説明したように、フェイスブックを使って、お子さん自身が親族と連絡を取るとか、翻訳機能を使って簡単なコミュニケーションを取るということも今は非常にしやすくなっていますので、親族を探せた後にそういった形で、行った事は無い母国だけれども、血のつながりのある方達がいることを伝え、親族との交流をお手伝いすることもお子さんの自立支援の中では選択肢としてあるように思いました。

高橋さん：わかりました。フェイスブックの活用も検討してみます。

大使館との連絡にはメールを上手に使いましょう

山口さん：大使館にお問い合わせいただく時に、よく施設の職員さんが困るというのが、電話をしてもなかなか繋がらないということなのですが、そこはめげずに時間を変えたり、曜日を変えてみたり、こまめにトライしてもらうというのが第一歩かと思います。

高橋さん：そうですね。大使館に電話した職員からも、全く繋がらなかったということを聞いています。何回かチャレンジするようにします。

山口さん：メールアドレスも公表されているので利用されてはいかがでしょうか。

高橋さん：大使館へのメールの問い合わせも大丈夫でしょうか。

大場さん：大丈夫です。無視はしないので、日本語で送っても日本語のできる方が返してくれます。電話がどうしても繋がらなければ、きちんと身分を明らかにして、まずはメールで問い合わせをするというのも、始まりとしては有効な方法だと思います。おそらくそうすると、これを揃えてくださいとか、書類の一覧が出てくると思うので、まず揃えられるところまでを揃える。どうしても揃えられないものは揃えられない理由を説明するということで、どうしたらいいかという事をしつこく確認していくというのがとても大切だと思います。

高橋さん：そうすると電話よりもメールで問い合わせをした方が確実でしょうか。

大場さん：もし概要が長くなるのであれば、まずメールをお送りしてそのフォローアップでお電話をするというのも有効だと思います。そして、揃えられない書類もあると思います。揃え方がわからないものとか。揃えられないから諦めるのではなくて、揃えられない理由を説明するとか、この書類を取るにはどうしたらいいのかとか、そういったことも聞いていくと、A国大使館としても、自国の子どもは救いたいという、根底にはそういう広い思いがあるので、しかも今の領事さんはかなり子どもの福祉に対して理解のある方なので、熱心に相談をすれば、何とか救ってくれようとすると思います。ぜひ相談をしてみたいと思います。

山口さん：事例1に書かれている自立の相談ができないという事だったので、そろそろ退所されるご予約のお子さんかと思いながら、伺っていました。今支援させていただいているケースに、妊娠し結婚を考えているけれども、結婚にはこの書類が必要、胎児認知にはこの書類が必要、婚姻届にはこの書類が必要というように、A国大使館のホームページには、日本語でも必要書類が示されているのですが、そこでつまずいてしまい、ISSJにどうにかありませんか、とお問い合わせいただいた、というのがあります。ご参考にしていただければと思います。

お母さんが名前を偽っていた場合は、手続きが複雑化します

大場さん：あと一ついいですか。これおそらくお母さん、正規というか、お名前を偽っていないといいなと思います。往々にしてあるのは、児相や病院で名乗った名前と、実際のお前が違うというケースです。そもそも入ってきたときに偽造パスポートを使用していたというのも、あるあるなのです。ですから、話がすごくややこしくなるのですが、あるあるなので一つお伝えします。トラベルドキュメントで送還する場合は、実名で帰国させます。やはり当事者の身元を明らかにして、あなた誰なの、どうやって入国したのということを大使館としても調査した上でないと、自国に帰すということをしません。ですから、児相さんが今つかんでいるお母さんの名前で照会をかけた時に、トラベルドキュメントの発給記録があればお母さんは偽装で入ってきてないので、アイデンティティというか、IDが一つですから話はスムーズです。けれども、もし偽名を使って日本で生活をしていて、正しい名前で帰国をした場合、そこに辿り着かないというか、お母さんの身元を合わせるという作業がとても大切になります。ですから、送還された時期が明らかであれば、もし日付もわかるのであれば、なるべく細かい情報で照会をする方が、お母さんらしき人の情報をA国大使館の記録で確認できると思います。

高橋さん：トラベルドキュメントで帰った名前と、こちらで生活していた名前が違うという可能性もあるということですね。

大場さん：そうですね。偽造パスポートで入ってくるとか、他の人の名前を騙って入ってきた場合は、そういうことになってしまいます。そこは注意が必要になると思います。そして、お母さんが出国をしてトラベルドキュメントを出してもらった時に、例えば自分が日本で出産した子どもの有無、子どもの所在、児童相談所に預けているとか、なぜ日本に来たのか、日本で何をしていたのかということも聞かれます。ですから、その記録の中に、お母さ

んが日本で出産して、こういう年齢の、こういう子がいるということを申述していると、それはお子さんの出生登録をする上では非常に有効な情報となり、大使館もその情報に基づいてお子さんの出生登録を受け付けると思います。ですから、やはりトラベルドキュメントを出した時の大使館の記録を探してもらうというのは重要になると思います。

まずは、子どもが実親と生活できる方法を考えるべきだった…

高橋さん：そうすると、お母さんがトラベルドキュメントで帰ったとき、日本で出生した子どもがいると大使館に話した場合に、大使館はお母さんだけを帰して、子どもだけは置いてくというような取り扱いをそもそもするのでしょうか。これは大使館というよりも日本の入管の方かもしれませんが。

大場さん：そうですね。そこで最初にお伺いしたのは、どうしてお母さんだけを送還するようなことになったのかと。入管の方でお母さんだけを帰したわけですが、入管の方が果たしてお母さんが子どもを出産していたことを把握していたのか、お母さんを帰すという話を、当時児童相談所に報告していたのか、確認したいと思いました。当時の入管と児相さんとの何かやりとりがわかるといいなと思って先ほどの質問をいたしました。

高橋さん：入管がお母さんだけを帰してしまうというのは、そもそもどうなのかという。今更の話ですが。

大場さん：そうですね。本来は母子で帰国が筋ですね。入管の多くも母子帰国を勧めます。ただ中には子どもがいるということを言わずに自分だけで帰ってしまう親御さんもいて、そこで置き去りにされる場合もあります。あとはお母さん自身が罪を犯し、児童相談所がそういった親御さんの元にお子さんを戻すことをよしとせず措置を継続することもあります。お母さんは刑期を終えると、入管の収容所に移送されますが、ずっと収容所にいるのも大変ですから、お母さんだけが望んで帰国をするということも、実際には起きています。

高橋さん：その当時の記録を見ると、やはり入管は（出産の事実を）知っていたようです。児童相談所も入管と遣り取りしているのですが、その中で、子どもさんを引き取っても養育できそうもないので、お母さんだけ帰すということでした。

大場さん：おそらく入管がそう判断したのか、児相さんとの話の中でそうなったのか、ちょっと当時の細かいいきさつはわかりませんが、入管だけが母親だけを帰そうとすれば、もちろんその手続きはできなくありません。お母さんが帰らざるを得ない、そして、お母さんが引き取りを希望した場合、児童相談所としては、子どもを措置解除して、お母さんが連れて帰ることが、本当に子どもの安全を担保できることなのかどうか、やはり不安に思われることもあると思います。そういう場合にISSJは、A国当局とネットワークがあるので、A国の社会福祉・開発省、厚生労働省のようなところを通じて、受け入れ家族の調査を依頼することができます。ですから、お母さんが帰る、となった場合、帰る先にはおそらく親族がいるので、その親族の住まい、母子が帰った後のサポート体制、母子が帰った後どんな社会支援を使って、母子が生活できるのか、あるいはできないのかというような調査をお願いして、調査記録を基に子どもをA国に帰すことができるかどうかを検討していただくこともできます。実際そういった形で受け入れ家族の調査をISSJを通じてリクエストして、その結果をも

とに、子どもを他国に帰す、A国に帰す、韓国に帰すという目的で、措置解除をした児童相談所もあります。今後、もしお子さんの再統合を、子どもが生まれ育つはずの国でしたいというようなケースがあれば、そういった現地調査によって可能性を探る方法もあるということをご伝えしたいと思います。

高橋さん：児童相談所で18歳まで預かるということだけでなく、途中でA国の方に家族再統合ということもできるということですね。

大場さん：そうですね。お子さんがやはり小さければ、再統合の可能性は高まると思います。

高橋さん：そうですね。特に乳幼児ですと重要です。

大場さん：はい。お母さんが一人で帰った後、お子さんがA国人という身分で、日本社会で生活していくのは、やはり背負うものもかなり大きいですから、そこまで行く前に母子で安全に帰す方法を模索するというのも家族再統合の方法としてあるのではないかと思います。

出生の60日以内に在留資格の申請をしないと住民登録が抹消されます

横田さん：はい。それではこちらの事例について4つ質問があります。4番目の母親の行方については、A国の方がたくさんやっているフェイスブックの中で、名前が同じであれば探せるんじゃないか。それから一番大事なA国国籍の取得に関しては、A国大使館で出生登録ですね、それをするための書類を、病院関連とかトラベルドキュメントとか、色んな書類を揃えながら、A国大使館にまず相談をしていく。それでA国国籍を取れば、パスポートも取れるという話。それから、それが無いとどういう不便が考えられるかということで、結婚する時とか、日本国籍になる時とか、あとはA国に親戚が見つかったから行きたいと言ってもパスポートがないと行けないですね。修学旅行でもし海外になんてことになっても行けないです。一つだけ3番目の質問で、将来その方が長く日本で十数年生きていて日本国籍になりたいという時、今これは永住ということなので、永住から帰化へのプロセスということなのかなと思うのですが、長く日本にいる外国籍の方が日本国籍に帰化したいという話をときどき聞いており、その説明をし始めるとちょっと時間がかかるかもしれませんが、ポイントだけでも聞きたいと思いました。

追加の質問です。お母さんが強制退去でいない状態、子どもだけが乳児院に預けられた状態で、最初の数ヶ月だけ特にお母さん、親が非正規滞在だった場合ですが、最初だけ在留資格が出て、住民登録ができて、数ヶ月経つと住民登録が抹消されてしまうと聞いたことがあります。この方は永住権が入管で認められたので、当然住民票も持っていると思うのですが、非正規滞在のお母さんが出産された時に、必ずしも永住の在留資格にならないのではなかったのですが、その子どもの最初の在留資格の取得の話と、それが永住だったら次はもう帰化になると思うので、日本国籍になるというときの話、この二つだけ追加で聞かせていただくとありがたいです。

大場さん：ありがとうございます。まず、外国人の方が日本で出産した場合、多くは病院で出産すると思いますので、出生証明書、左側が出生届のフォーマット、そういうものは発行されると思います。そしてそれを市区町村の役所に提出する。そして出生届の記載事項証明

書を持って入管に行きます。子どもが生まれれば、正規滞在・非正規滞在にかかわらず役所も出生届を受理します。出生届を受理すると住民票も一緒に作られます。60日以内に出生届の記載事項証明書を持って入国管理局に行き、在留資格の申請をし、中長期滞在の在留資格が得られれば、そのまま住民票は消除されません。ただオーバーステイから生まれたお子さんには在留資格は通常与えられないので、そうすると60日後に住民票は消除され、子どももオーバーステイの状態になります。60日間だけはみなしで在留資格があるようになりますが、それはその間に在留資格をきちんと入管に申請してくださいという期間です。おそらくこのお子さんについても、しばらくはオーバーステイの状況だったと推察します。やはりお母さんが帰され、お母さんが引き取る見込みもなく、児童相談所の措置、乳児院や児童養護施設での生活が見込まれるお子さんですので、入管としても在留資格をこのお子さんに与えたということだったと思います。ですから、もしこのお母さんがずっと日本にいて、お子さんも自分で育てていれば、母子ともにオーバーステイの状態が続いて、入管が子どもにビザを与えるということも決してなかったであろうと思います。

高橋さん：そうすると、児童相談所で預かったということで、子どもさんは日本での滞入管から認められたということでしょうか。

大場さん：そうですね。お母さんが帰国したのが大きいと思います。入管は、母が日本に滞在を続けていると、子どもだけにビザを与えることはしないのです。

高橋さん：子どもさんを児童相談所で預からなかった場合には、オーバーステイになったわけなので、お母さんが強制送還になった時には、子どもさんも一緒に強制送還になったということですね。

大場さん：そうですね。本来であれば、そういう事案の方が多いのではないかと思います。

高橋さん：将来こういうケースを生まないということを考えると、児童相談所が預かるのは養育が出来ないから児童相談所が預かるのはしょうがない面がありますが、母親が母国に帰る時に子どもさんも一緒に、特に子どもさんが幼なれば母親と一緒に連れて帰ってもらうということを入管とやりとりすべきだったということですね。

大場さん：そうですね。母子をどうするかということを入管と最終的に詰めていくことも、お子さんの将来を考える上ではとても大切になってくると思います。

高橋さん：記録を見ると、そういうようなやりとりはなく、子どもはずっと施設にいたのでそのままいいでしょう。母親がA国に帰ったとしても、母親は養育できないので、このまま児童相談所、施設で見てというような、ざっくり言うとそういう入管のニュアンスです。

大場さん：なるほど。それもあくまでも入管のアセスメントであって、入管はA国にいる親族の調査をしたわけではないですし、お母さんに兄弟がいて、あるいはお父さんお母さんがいて、子どもからすればおじいちゃんおばあちゃんが育てる選択肢も、もしかしたらあったかもしれません。お母さんからの聞き取りでは、おそらくお母さんサイドの話しか聞けないかもしれませんが、現地調査という方法を用いれば、お母さんの親族の受け入れ能力、受け入れ体制についても調べるので、家族統合が現実的か否かというあたりの見極めはもう少しつくのではないかと思います。

高橋さん：児童相談所も入管もお互いに遣り取りに慣れていなくて、母親と一対一で子ども

さんの将来を含めた中でどうするのかという話ができなかった。結果として子どもは無国籍になってしまった。それで、今更どうしましょうかという話になっているのかなど、反省をこめての印象です。ありがとうございます。

帰化には、社会ルールを守り安定的に生活していることが重要です

横田さん：はい。帰化の話はいかがでしょうか。。

大場さん：そうですね。帰化については法務省のホームページを見ると、帰化のために必要な手続き、必要な書類の一覧があるので、それを参照していただきたいですが、やはり経済的に安定している、自立しているということが重要になります。ですから、きちんと職を得ること、それから納税の義務を果たすということも帰化の審査を有利に進めるためには必要になってくると思います。退所後の就労であるとか、きちんと税金を納めるとか、あとは国民健康保険にきちんと加入をして保険料払うとか、そういった社会のルールをひとつひとつ守っていくという積み重ねも将来の帰化申請には重要になってくると思います。帰化をする際は必ず国籍証明を持ってきなさいと法務局にも言われますので、パスポートは必要です。A国であればパスポート保持者に対しては、市民権証明（国籍の証明に代わるもの）を大使館が出しますが、国籍証明の申請にも、パスポートが求められます。パスポートを取るためには、やはりA国大使館など、それぞれ大使館で出生登録をするということが、このお子さんの将来にとっても必要な手続きになります。

横田さん：そうですね。あとは永住があれば結構安定しているっていうイメージがあるのですが、何らかの犯罪に関わってしまって実刑を受けたりすると永住も危うくなるし、当然帰化になる時にもかなりの障害になりますよね。

大場さん：おっしゃる通りですね。若いお子さんってやんちゃなことをする時期もあると思うのです。ただ、日本人と同じ過ちを犯して、その罪を償ったとします。日本人であれば一度刑務所に入ったとしても釈放されて、また社会生活を営めますが、外国人であると在留資格を取り消されてしまうことになります。そうすると日本にいることも許されなくなってしまうので、日本生まれだけでも、行ったこともないA国であったりB国であったり、親の出身国に送還されるという事態も起こり得ないとは言えません。実際にそういう事例も聞きますので、やはりきちんとルールを守らないと、日本での在留は担保されないということを施設にいる外国人の子どもたちには伝えていくということも大切になると思います。

事例2：母子2代にわたり無国籍の連鎖が起こっています

横田さん：はい。それでは事例2に移っていただけますか。

高橋さん：事例2について簡単に皆さんと共有していきます。若いお母さんと若いお父さんから生まれた子どもさんです。お父さんは日本国籍で、お母さんがB国というか、お母さん自体も無国籍です。だからお子さんも無国籍の状態です。お母さんの母親、子どもさんからすればお祖母ちゃんはB国国籍の方です。就労ビザで来日して、日本人男性との間に今回のお母さんを出生しました。この時に出生届を出していませんでしたので、お母さんは無国籍状態が続いています。お母さんがお父さんと知り合って、結婚しようかという話になったの

ですが、お母さん自体が無国籍だったので婚姻届を出せませんでした。そのまま同棲状態が続いているなか、妊娠して今回の子どもさんを出生しました。しかしお母さんが無国籍だったので、就籍ができなくて子どもさんは無国籍状態になっています。その後お母さんは自分からB国大使館に出向いて国籍取得の手続きをしたのですが、やはり書類を揃えるのが煩雑で難しかったらしく、そのままになっているということです。お母さんについて、支援する人がいないと手続きが進まないのかなと考えています。

ISSJの方でお母さんの手続き等について支援していただけるのかどうか。あとお母さんは経済的にも余裕がない方なのですが、費用についてはどの位かかるか知りたいです。また、お母さんの国籍取得後、子どもさんの就籍も進めることとなりますが、能力的な問題もあってお母さんとお父さんだけの手続きは難しいかと思っています。それらを含めてISSJの支援をお願いできるかお伺いしたいです。

横田さん：はい、何か事実の確認とかがあれば、お願いします。

山口さん：私から質問してもよろしいでしょうか。無国籍のお母さんから無国籍のお子さんが生まれたということですが、そのお母さんのお母さん、おばあちゃんにあたる方は協力ができる方なのかというところが気になります。何故なら、お母さんの出生を登録するためには、この母からこの人が生まれましていうつながりを、先程のA国の例と同じように、母と子のつながりを証明しなければなりません。おばあちゃんはどういう状態になっているのかお分かりでしょうか。

高橋さん：お祖母ちゃんとお母さんの仲があまり良くなくて、連絡をほとんど取っていない状況です。だからお祖母ちゃんからの支援は難しいところもあります。

山口さん：そういった場合、どなたかが間に入るということは必要になると思います。児童相談所の職員であるとか、もしくはISSJにご依頼いただいて、おばあちゃんに電話をしてみるとか、そういうところから始めたらよいと思います。おばあちゃんに連絡されたことはないのでしょうか。

高橋さん：児童相談所でも一応連絡を取りましたが、感触はあまり良くなかったです。

山口さん：なるほど。わかりました。ありがとうございます。

大場さん：このおばあちゃんはお母さんを出産した時に出生届は出していて、このお母さんの出生届の記載事項証明書は取れる状態ですか。

高橋さん：具体的にはわかりません。このお母さんの出生届についても、先程の事例1と手続きとしては同じでしょうか。

大場さん：無国籍の連鎖が起きてしまっているもので、まず連鎖が始まる前の第一世代に当たるお母さんがB国国籍を取得しないことには、お子さんのB国国籍取得にもつながりません。ですから、おばあちゃんがお母さんの出生登録をB国大使館で行う。それがとても大切になります。そして、出生届の記載事項証明書があれば、それを持ってB国大使館で手続きをするということが出来ます。

高橋さん：そうするとやはりB国大使館の方に何回か出向いて、直接やりとりしないと難しいですね。

大場さん：そうです。大使館のホームページを見ていただくと必要書類というのがありま

す。

高橋さん：お母さんに手続きを任せていたのですが、手続きが煩雑なので滞ってしまいました。やはりお母さんの支援者がいて、一緒に手続きを進めていかないと難しいということになりますか。

大場さん：そうですね。B国大使館のホームページはおそらくご覧になったことあるのではないのでしょうか。出生届の方法については、日本語でも案内が出ています。ですので、基本は大使館が必要とするものを、きちんと揃えて大使館に行くという手続きが必要になってきます。おそらくおばあちゃんは日本語よりもB国語の方が意思疎通しやすいと思います。ですから、おばあちゃんに何が必要で、何をしなければいけないかということを理解してもらわないと、この手続きは進まないと思います。

高橋さん：B国大使館のホームページで必要な書類について把握して、お母さんに具体的にこれとこれを揃えてというように援助をしていくことが必要ですね。

ISSJでは、コミュニケーションのお手伝いができます

大場さん：そうですね。今のページはB国語での説明もあるので、おばあちゃんにきちんと読んでもらって揃えなければいけない書類を理解してもらおう。あとは、今おばあちゃんの手元にその書類がないという可能性もあるので、それはどうやったらB国から取り寄せられるか、こういった説明も必要になると思います。おそらくおばあちゃんにこれを揃えるようにと言っても、おばあちゃんは揃え方がわからない可能性もあるので、そこをB国語で説明してあげることが必要かと思います。その説明の部分は、ISSJでもお手伝いできます。電話対応であれば無料でお手伝いできる場所なので、おばあちゃんにここに電話をしてもらおうとか、あるいは伝えてほしいことを児相さんの方からお知らせいただいて、B国語で説明するというようなことで、コミュニケーションをある程度支援することはできると思います。

今無料でと申し上げたのが、こういう書類を揃えなさい、こういう書類の揃え方がわからなかったらこうするといいですよ、というアドバイスは、電話相談（無料）という枠で対応できますし、月に2回はB国人のスタッフが事務所に入っているのです、その者を使って、B国語で書類の揃え方を説明するというのも、もちろんできます。

高橋さん：それ以上の業務になると、費用をお支払いして業務委託をお願いするということになりますか。

大場さん：ただ、書類はおばあちゃんでないといけません。ISSJが代わりに揃えるというものでは無いので、例えばB国から取り寄せるのであれば委任状を作らないといけなくて、その委任状はB国大使館が発行する印があるものでないと現地で有効と見なされないため、おばあちゃんにB国大使館に行ってもらって、委任状を作ってもらわなきゃいけないとか、そのための予約をISSJが取るとか、そういうことはできると思います。ただ、おばあちゃん自体が動かないと先に進まないのです、それがいかに大切かということをお話させていただくのが何よりも重要になると思います。そのコミュニケーションの部分、重要性の説明などは電話相談の中でできるかと思います。

高橋さん：わかりました。ありがとうございます。

山口さん：追加ですが、B国大使館の職員さんにも日本語を話せる方がいらっしゃるの、その方に困り事をお伝えするっていうのも一つです。実際にあったケースで、児童相談所の職員は、実母さんの協力が得られないというところで八方ふさがりだったのですが、実母さんの情報は大使館が持っていたので、大使館職員は児童相談所との電話を終えた後に、その実母さんに電話して下さって、協力できるかどうかを聞いてくださったこともあります。

大場さん：もしおばあちゃんがパスポートをきちんと更新していれば、おばあちゃんの情報は大使館も把握しているので、今のように大使館がおばあちゃんに連絡をとって、娘さんの国籍、出生を大使館に登録するように促すという働きを期待することもできます。出生届の記載事項証明書は、保存年限が10年と定められています。実際10年で廃棄する市役所は少ないと思いますが、中国地方の某市役所では10年で本当に廃棄してしまっていて、10歳を超えた12歳、13歳のお子さんの出生登録を大使館でしようと思って、記載事項証明を申請したら、もうありませんということもありました。ですから、もうこのお母さんは生まれて何年も経っていると思うので、とりあえず記載事項証明の確保はしていただきたいと思えますし、大使館によっては、日本の市役所が出した証明書について、日本の外務省の公印確認をしてないと受け取ってくれないところもあるので、役所から記載事項証明書を取ったら、公印確認の手続きを外務省で行い、外務省の印がある状態にして相談に乗ってもらうことも大切です。外務省の公印確認の手続きは郵送でもできますし、費用もかかりません。案内は外務省のホームページにもあるので、是非参照の上、活用いただきたいと思えます。

高橋さん：市役所の記載事項証明書だけではいけないのですね。

大場さん：そうです。外務省の公印確認が必要です。

高橋さん：それでは本当に二重、三重に手間なので、一般の人に自分だけで手続きをするように説明しても難しいかもしれないですね。

大場さん：そうですね。ご自身だけでは中々できないのでお手伝いください、といったご本人からの相談も、ISSJには寄せられます。

事例3：無国籍のために特別養子縁組の手続が滞っています

高橋さん：ありがとうございます。では、事例3に移ります。

この事例は、将来的に子どもさんを育てるのが難しいので特別養子縁組に出してもいいということで、お母さんから児童相談所がお預かりしました。子どもさんの国籍がなく、特別養子縁組ができない状態です。お父さんは日本国籍ですが、お母さんとの婚姻関係がなく、子どもさんの出生直前から行方不明の状態です。もちろん子どもさんについての認知はありません。お母さんは、未成年で子どもさんを出生しています。それで養育困難とのことで児童相談所に預けています。お母さんもお祖母ちゃんもこの子どもさんの養育の意思がなく、特別養子縁組を希望しています。お母さんの国籍は元々はA国でしたが、子どもさんの出生後しばらくして、最近日本国籍に変更しました。子どもさん本人は、A国大使館に出生届の提出がなく無国籍状態です。しかし住民基本台帳には「国籍A国」ということで定住所の記載があります。

問題は、子どもさんのA国の国籍の取得をどうしようかということです。また国籍がないことについて、日本での特別養子縁組の可能性と、その方向について知りたいです。具体的には、在留カードに国籍の記載がありますが、それを国籍として取り扱うことは違うだろうと考えていますがいかがでしょうか。また出生届の手続きは大使館に直接出向かなければならないかということです。先程の話だと大使館とメールの遣り取りもできるということなので、その方法を考えていきたいと思います。あと国籍の取得については、先程の事例を参考に進めたいと思います。さらに、国籍の取得等について、自治体からISSJに委託されたことがあるのかということをお聞きしたいです。児童相談所は行政機関で守秘義務もあるので、民間機関であるISSJに委託するには、色々と解決すべき課題があります。また、そのための費用や期間についてはどのくらいかかるのかなということです。

大場さん：はい、ありがとうございます。このお子さんの場合は、そのゴールが養子縁組として設定されていますが、やはり養子縁組をするにあたって、お子さんの出生登録をし、A国国籍を取っておくことはとても重要になります。ですから、先程申し上げたような出生登録の手続きは事例1の手順を踏んでいただいて、しっかりしていただきたいと思います。その後に、家庭裁判所で養子縁組の申し立てをしていただきます。おそらく家裁で申し立てる時にも、子どもがA国国籍であるということは証明をする必要があると思いますので、やはりパスポートを取っておくとか、パスポートが難しければ、出生登録証明書ですね。A国大使館から、出生登録の証明書というのも出ますので、それをきちんと裁判所に提出をすることが必要であると思います。お母さんは帰化をして日本人になっているということですが、A国は二重国籍、多重国籍を認めている国なので、A国の国籍を失っている状態にはなりません。ですので、お子さんの出生届の記載事項証明書があって、お母さんがA国国籍を持っている者であるということがきちんと証明できれば、お子さんのA国国籍の取得は問題なくできます。

高橋さん：お母さんがA国国籍を持っていたので、子どもさんのA国国籍取得をそんなに難しくないだろうということです。

大場さん：そうですね。お母さん側の必要書類もあるので、お母さんがきちんと必要書類を揃えて、A国大使館に届け出をするというのが重要になります。

特別養子縁組が認められた後、帰化の手続きを取ります

大場さん：特別養子縁組をした後ですが、日本の家庭裁判所での審判はそのままではA国で効力を持ちません。ですから、特別養子縁組が成立したとしても、それはあくまでも日本国内（日本の民法上）でのみ有効であって、A国では効力を持ちません。そのため、養親となられた方がお子さんのA国パスポートを申請したいと、A国大使館に行っても法定代理人、保護者としてみなされませんので、お子さんのパスポートを養親が申請するということではできないのです。

高橋さん：特別養子縁組が日本で認められても、日本で認められた両親（養父母）がパスポートの申請をしてもだめだということですね。

大場さん：そうですね。あくまでもA国人の子どもの親というのは、出生証明書に記載され

ている親御さんになります。ですので、養親の方は保護者として、法定代理人として権利を行使できないということになります。

高橋さん：A国国籍の実親が手続きをする必要があるってということですね。

大場さん：もしA国パスポートを取りたいという事情があれば、それは実の親御さんが申請をするしかありません。ですので、おそらく多くの場合は、もし養親の方が日本人であれば、特別養子縁組が終わった後、帰化申請を希望されるのではないかと思います。また帰化の手続きの中で、お子さんの国籍証明を求められますから、やはりA国大使館できちんと出生登録を済ませ、出生証明書を得られる状態にしておくということが、養子縁組後の帰化の手続きをスムーズに進める一つの条件になりますね。

高橋さん：日本で特別養子縁組が認められた後、帰化の手続きを取るとということですね。

大場さん：そうですね。養子縁組が成立しても、お子さんの国籍は何も変わらないので、もし養親が日本人であれば、日本人の養親を持つ子として帰化ができますから、帰化の手続きによって、お子さんが日本国籍を取ることができます。

高橋さん：そうすると、その帰化の手続きの申請者は、子どもがまだ小さい場合は普通法定代理人が行うことになりますが、その法定代理人はこの両親（養父母）で良いわけですか。

大場さん：そうですね。日本で特別養子縁組が成立していますから、養父母が法定代理人として帰化申請することができます。

高橋さん：そうすると、帰化をすればA国国籍は消滅するということですか。

大場さん：先ほども申し上げたように、A国は二重国籍を認めているので、A国国籍を持ち続けることは実際にできます。あとは国籍法もお子さんが20歳になるまで国籍留保を認めているので、すぐにどちらかを選択する必要は無いかと思います。

高橋さん：日本の場合は18歳の時にどちらか選ぶということでしたか。

大場さん：国籍法は、国籍留保を認めていて、一定年齢に達するとその時に国籍選択をすること、と定めているので、その年齢に達するまでに選ぶことができればよいと思います。

高橋さん：もう一回整理すると、子どもさん本人の出生届を出して、それでA国国籍を作って、それから日本で特別養子縁組の手続きをすれば、日本国内での特別養子縁組の手続きはできる。その後はその養父母が法定代理人として帰化申請をすれば、子どもさんが日本国籍も取れるということですね。当分の間、子どもさんは日本国籍とA国国籍を持ち、18歳になった時に、どちらかを選ぶことになるということですよ。

大場さん：はい、おっしゃる通りです。

山口さん：養父母さんが法務局に提出する書類の中に、A国国籍をもつお子さんであるという証明書類が必要になるので、そこは実母さんの協力が必要になります。できるだけ早いうちに大使館への出生届とパスポートの作成に取り掛かっていただくのが後々の助けになると思います。

高橋さん：事例1で聞いたような手続きに従って、早くA国大使館に出生届を申請して国籍を取るとのことですよ。

山口さん：そして、お母さんが動いてくれる時にパスポートも作ってしまうのが大事です。後々、パスポートは更新手続きが必要になるので、パスポートの期限が切れる前に、日本国

籍に帰化する。

高橋さん：パスポートの有効期限の中で更新の手続きが必要になってくるわけですね。

大場さん：A国パスポートを更新しようとする、先ほど申し上げたように、A国では日本国内の養子縁組が認められないとか、認識されないの、A国パスポートの更新は実の親御さんじゃないとできないです。ただ、帰化をして日本国籍を取れば、お子さんは日本のパスポートを持てるようになるので、もし出国をしたり、旅行をしたりということが必要であれば、日本のパスポートを取るとことで対応できると思います。

高橋さん：わかりました。

親戚の方に手続きの協力を母国語で説明する手助けを、ISSJではできません

大場さん：お母さんはかなり協力的なようですが、ただ、茨城県在住なので東京の大使館に行きづらいということなのでしょう。

高橋さん：若いお母さんなので、児童相談所に預けっぱなしなところがありますね。どちらかと言えば、今お祖母ちゃんの同居人にあたる人が手続きをお母さんに代わって一生懸命やってくれるような感じです。

大場さん：内縁関係にある方はA国の方ですか。

高橋さん：いえ、日本の方です。

大場さん：はい。先程申し上げた統計局から証明書を取らないことには手続きができないので、内縁関係の方が経済的な支援をしてくださるということであれば、その統計局からの証明書を取ったりするところを支援くださると良いのかなと思います。おそらく、おばあちゃんであれば、A国に親族がいらっしゃって、その親族にお願いすれば、親族が代わりに証明書を取っておばあちゃんに送るとすることもできると思います。ですから、おばあちゃんにしないではいけないことをきちんと説明し、書類を揃えてもらい、書類が揃ったところで、お母さんがA国大使館に行くといえます。ご覧になっているかもしれませんが、A国大使館のホームページにもかなり細かく必要書類が出ています。これが出生登録の必要書類を示しているページです。ここから見ると1から12まで、書類がたくさんあるとお感じになると思います。全てA国語で書かれていますし、おばあちゃんであればきっと理解いただけると思います。ですので、これを一つ一つ揃えていただきながら、おばあちゃん自身がこういう書類を書くのはなかなか難しいということであれば、ISSJにご相談いただいて、書類を作成するお手伝いはできると思います。ただ、この場合は児相さんから依頼を受けるというよりも、おばあちゃんから依頼をいただいて、おばあちゃんからISSJに必要な情報を開示いただいて、ISSJがフォームを埋めるということになると思います。統計局からの書類の取り方、親戚の方へのお願いの仕方など、そういった手続きひとつひとつをもA国語でご説明することもできますので、おばあちゃんにISSJをご紹介いただいて、書類を集めるところのサポートは無料の電話相談の枠でできると思います。

A国語で説明もできるので、やはり母語で相談できるとおばあちゃんも安心でしょうし、A国の親族にお願いできれば、A国で証明書を入手するというのは非常に安いですし、簡単な手続きです。方法さえわかればおばあちゃんにもできると思うので、そういったことをご

説明して、しっかりやってもらうことが大切になると思います。

高橋さん：この事例3は、お祖母ちゃんもお母さんも育てる意思が無いので、特別養子縁組ということを考えています。お祖母ちゃんを通して子どもさんのA国の国籍取得と、特別養子縁組についても同時進行で考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

大場さん：はい。やはり国籍が取れないと養子縁組できないということをきちんとお伝えして、このためにはこれが必要だということをおばあちゃんにわかっていただくことが必要だと思います。やはりおばあちゃん・お母さんが動かなくて、養子縁組できずにお子さんが年齢を重ねてしまいますと、委託先も見つかりづらくなると思いますので、早いうちにおばあちゃんの協力を得て書類集めを進めていただきたいと思います。

高橋さん：ありがとうございました。

非嫡出子の出生届を受け付けない国もあるので注意が必要です

横田さん：はい。今日ご参加されている方で、ISSJの皆さんに何か国籍関係の事で聞いてみたいことがある方はいらっしゃいますでしょうか。特にないでしょうか。

大場さん：今日出された事例は、たまたま未婚の女性が出産したとしても、非嫡出子の身分で子どもの出生登録を受け付ける国々だったので、国籍をきちんと取ってくださいということでお話をしましたが、なかには自国の外で未婚の女性が出産した場合、非嫡出子の出生届を受け付けないという国もあります。主にイスラムの国では、やはり未婚女性が出産することをよしとせず、そういった子どもに対して出生を受け付けないという国もあります。実際にマレーシアとかネパールとか、ISSJが支援したケースでも、そういう国の女性が出産した例もありました。そして、子どもの出生の届出が受け付けてもらえないということは、国籍を取ることができないことを意味しますので、そうすると無国籍という状態でお子さんを支援していくということが必要になってきます。そういった出生登録を受け付けない国のお子さんについても、おそらく出生届を提出すると、母親の国の国籍にならって、入管は、子どもの国籍をネパールとみなしてしまうと思うのですが、在留カードにネパールと書かれているからといって、その子どもがネパール国籍を持っていることは意味しません。今日の事例からも皆さんはそれをお分かりになっていると思います。在留カードの国籍欄というのは、決してその子が国籍を持っているということを証明するものではありませんので、そこは十分ご注意をいただきたいことと、大使館で出生登録を受け付けないということがわかれば、入管にお子さんの在留資格を申請するときに、「無国籍」として届け出て、在留カードに「無国籍」と書いていただくということもとても重要になってきます。「無国籍」となれば、先ほどもご説明したような国籍法に基づく日本国籍の取得が非常にしやすくなりますので、それも大事な点になると思います。

高橋さん：過去の事例を見ると、在留カードに書いてある国籍欄、例えば「C国」とか「D国」とかあると、その子どもに国籍があると認識しているケースが結構多かったです。しかし、在留カードと国籍は違う、じゃあパスポートはどうかと考えた時に、パスポートが無ければ、この子どもはもしかしたら無国籍なのかなという話になります。在留カードの国籍欄がイコールその人の国籍ではないことを我々は把握しておかなければいけないと思います。

大場さん：そうですね。在留カードに国籍名があるからといって国籍が取れていることにはなりません。パスポートが取れる状態にあるか否かを見極めるのが国籍の有無を判断する基準になると思います。私たちも色々な児相から、このお子さんの国籍は取れているのでしょうかという相談を受けます。そういう場合は、各国大使館の領事部にお問い合わせすることをお勧めしています。最近では、ある児相から、ポリビアのお母さんが出産したケースについて出生登録ができていないかどうかを確認してほしいという問い合わせを受けて、ポリビア大使館にISSJから照会することになりました。ポリビアはスペイン語ですが、私たちはスペイン語ができなくて、英語でも問い合わせを受け付けます、と応じてくださったので、英語の文章で照会をしました。実際、登録がないということが判明して、ポリビア大使館と児童相談所でどうやって登録しましょうかという話し合いが今も続いているようです。ですから、各国大使館のホームページを見ていただいて、通常は領事部がこういった届出業務を行っていますので、まずは領事部に照会をするのが有効であると思います。児童相談所は児童福祉法に基づいた、子どもの福祉の当局であるということをきちんと説明すると、大使館も協力的になってくれます。そこは安心をして、まずは問い合わせすることを徹底していただきたいと思います。

難民申請中の方は、出生届を大使館に出すのが難しいです

横田さん：何かご質問ある方いらっしゃいますか。

じゃあ私の方から、国によって出生届の受付が難しい場合もあるという話もあったのですが、例えば親が難民申請をしているとか日本に帰化してしまっているけれども二重国籍を認めない国、要するに大使館から見た時に保護の対象になりにくい立場になっている方もいると思うんですね。そういう方が、今日お話しいただいたような手続きをしたいという時に、何か気をつけなければいけないことというのはあるのでしょうか。

大場さん：難民申請中の方は、その国から逃れてきているので、難民申請中の方が出産をしても、やはりその国の大使館に届け出ることは難しいと思います。ですから、難民申請中の方が日本で出産された場合、そのお子さんはみな無国籍の状態に置かれて、そのままの状態です。暮らしているというのが実情です。あともう一点、二重国籍を認めている国であれば、問題ないと思いますが、母が帰化した際に元の国の国籍離脱をしまっている場合は、そのお子さんの出生を元の国に届け出ることができない事態も想定されます。ですから、帰化をする前に産んでいる子どもであれば、その時点ですみやかに出生登録をしていただくのが何より大切になると思います。

横田さん：はい、ありがとうございます。大使館と関わる時に気をつけなければいけないことであると思いました。

(以上)

事例での国名の取り扱いにつき、個人情報保護の観点から伏せております。ご理解のほどよろしくお願いたします。また、本記録作成にあたり、ISSJの大場様と茨城県中央児童相談所の高橋様にも内容のご確認をいただきました。ご協力に厚く御礼申し上げます。